

## 組織見直しの視点

(案)

### 組織見直しの必要性

独立行政法人は国の政策を効率的・効果的に実現するための実施機関として発足し、これまで各方面で成果をあげている一方、それぞれの法人に本来期待される政策実施機能と現状の組織にミスマッチがあり、十分その機能が発揮されていない、無駄や非効率な業務運営がなされている、法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能していないなどの問題点が指摘されている。

それら課題に対し、第一次安倍内閣が独立行政法人の制度・組織全般にわたる改革に着手し、その後も制度全般の改革に係る法案が2回国会に提出されるなど様々な議論・検討が行われてきた。

これらの経緯も踏まえつつ、制度面の見直しについては、本年2月から検討を進め、同6月の行政改革推進会議において中間的整理を行ったが、今後、組織面の見直しも検討を進め、これらを改革の集大成として着実に実施していくことが必要である。

### 組織見直しの視点

- 独立行政法人は行政における企画立案部門と実施部門を分離し、実施部門に法人格を与えることにより業務の効率性と質の向上を図るために創設されたものである。また、独立行政法人の財源の多くは国民からの税金であり、毎年、多額の財政支出がなされている。
- そのため、今般の組織見直しでは、国の政策の実施機関として各々の法人の担う政策実施機能を最大限向上させる(政策目的の向上)とともに、適切なガバナンスの下で、業務の効率性と質を向上させること(行革効果の向上)を目的として進めることが必要である。また、見直しを進める前提としては「民でできることは民で」という原則に則り、官民の役割分担の明確化、民間能力の活用などを図っていくことが不可欠である。
- この基本認識に立ち、以下の3つの原則をもとに、今般、これまでの改革の集大成を行うものとする。

#### I 組織の在り方は事務・事業の見直しを踏まえつつゼロベースで検討すること

- ◇民に委ねられる事務・事業については積極的に民間開放、廃止を行う。それに伴い、組織を存続する必要がない法人は廃止・民営化(指定法人化など)を検討する。
- ◇また、組織の在り方を検討するに当たっては、国、地方公共団体など公的主体間での適切な役割分担の観点からも検討する

#### II 独立行政法人制度の創設の経緯と趣旨を踏まえて行うこと

- ◇独立行政法人制度の創設の趣旨を踏まえ、それぞれの法人が主務大臣から示された目標の下で効果的・効率的に業務運営がなされるよう、あるべき組織形態を検討することが必要である。
- ◇一方、独立行政法人制度は、特殊法人が組織・運営について共通的な準則が存在せず、不効率や無駄の温存など、その運営や在り方に様々な問題が指摘されてきた反省などを踏まえて創設され、組織・運営に関する共通的な準則が制度化されたとの経緯も有してい

る。

◇従って、あるべき組織の在り方の検討に当たっては、こうした経緯も踏まえ、旧来の特殊法人にまつわる各種の問題が再発しないよう十分留意することが必要である。

### Ⅲ 統合は数ありきでなく政策目的と行革効果の向上を目的とすること

◇類似の業務や互いに密接に関連する業務を実施している複数の法人について、それら法人を統合することにより政策実施機能の向上や業務の効率性と質の向上が図られる場合には、統合を検討する。その際、府省の縦割りに捕われずに検討することが必要である。また、マネジメントが確実に行われ、ガバナンスが的確に発揮される法人規模という点にも留意することが必要である。

◇独立の組織とするに足るだけの業務量のまとまりがない法人について、他の法人との統合も検討する。

◇なお、法人間における業務実施の連携強化について積極的に検討する必要があるほか、外部委託の活用の実態などを踏まえながら、事務・事業のスリム化、効率化の一層の推進について検討することも必要である。

- これらの検討に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘<sup>(※)</sup>なども参考とする。また、今般の改革は、各法人が国民に信頼され、国民のために機能するために行うものであり、また、各法人の職員が誇りを持って職務を遂行し、職員の自発性、創意工夫を通じて経済成長や国民生活の向上に最大限貢献できるようにするためのものである。このため、改革を推進するに当たっては、行政サービスのユーザーたる国民の目線を常に念頭に置くほか、独立行政法人で現在働いている職員の士気の向上や雇用に与える影響にも配慮し必要な対策を講ずる必要がある。

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が独立行政法人通則法第 32 条に基づき毎年度実施している業務実績評価や同法第 35 条及び「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定) に基づく勧告の方向性における指摘。

- 独立行政法人改革には今日に至る長い検討経緯があるが、いずれも検討にとどまり、未だ実現に至っていない。今求められているのは「検討」ではなく、「実行」である。そのため、行政改革推進会議における中間的整理を踏まえ、適切なガバナンスの構築、PDCA サイクルが機能する目標・評価の構築、インセンティブが機能するための見直しなど制度面での改革を進めるとともに、組織面での改革を成し遂げた上で、改革後の新たな制度・組織の下で安定的かつ効率的に業務を遂行させることが重要である。